

7月30日以降の活動を遡って応募するに当たっての注意事項

活動後の応募を検討されている団体様からしばしばお問い合わせいただく点で、活動時点で留意していただきたい事項は以下のとおりです。不明な点は、被災者支援活動補助金事務局にお問い合わせください。

1. 証憑書類の保管について

活動後に応募いただく際、提出証憑として、それぞれ以下が必要となりますので、活動後は捨てずに保管いただくようお願いします。

- 新幹線：指定席に乗車の場合、その半券または領収書
- 航空機：半券及び領収書または搭乗証明書
- レンタカー：内訳明細が確認可能な領収書
- 高速料金：領収書、または利用したことが確認できる明細 等
- ガソリン
 - 往路：活動拠点付近到着時に給油したことが確認できる領収書
 - 復路：帰着地付近到着時に給油したことが確認できる領収書
 - ※ いずれも、給油所名、ガソリン価格等が記載されているものに限る。
 - ※ 往路においては出発前の出発地付近での給油、復路においては帰路につく前の活動拠点付近における給油も必要となる。
- 受入れ団体との調整内容が確認できるもの
 - 活動日や活動内容等が調整していることが確認できるもの（メール・SNS のやりとり、議事メモ 等）

2. 応募から額の確定までの手続について

また、応募後、①事業の採択、②交付決定、③活動報告、④実績報告、⑤額の確定と所定の手続きの実施後にはじめて、補助金をお支払いすることができます。

活動した実績の額をそのままお支払いする仕組みではない点にご留意ください。また、実際に活動なされた日から、お支払いまでにはお時間を要しますので、その点もご留意いただくようお願いします。

3. その他応募の要件等

詳細は、第3回応募開始後、その時点の募集要項をご確認ください。補助金額、補助対象団体、補助対象活動、補助対象費用、応募書類については、第2回の募集要項等を参考にいただければと思います。